埼玉県寄居林業事務所技術審査会設置要綱

(目 的)

第1 埼玉県寄居林業事務所が発注する工事等に総合評価落札方式を適用するに 当たり、その審査の公正を期するため技術審査会を設置する。

(所掌事務)

- 第2 技術審査は、総合評価落札方式の適用にあたり、次に掲げる事項を審査し 決定する。
 - (1) 埼玉県総合評価小委員会に諮る落札者決定基準(総合評価のタイプ、選 択評価項目の選定等)
 - (2)入札参加者の評価点
 - (3) その他技術審査会の目的を達成するために必要な事項

(構 成)

- 第3 技術審査会の構成は、次のとおりとする。
 - (1)会 長 寄居林業事務所 所長
 - (2) 副会長 寄居林業事務所 副所長
 - (3) 委員 寄居林業事務所 総務・森林保全・森林循環・木材利用推進 担当部長
 - (4)委員 寄居林業事務所 治山・森林管理道担当部長
 - 2 会長は、必要に応じて関係職員の出席を求めることができる。

(運 営)

- 第4 会長は、技術審査会を招集し、会務を総理する。
 - 2 会長に事故あるときは、副会長がその職務を代行する。
 - 3 技術審査会は、過半数以上の出席がなければ、会議を開催し、議決することができない。
 - 4 会議は非公開とする。

(事務局)

第5 事務局は、埼玉県寄居林業事務所に置く。

(その他)

第6 これに定めるもののほか、技術審査会の運営について必要な事項は、技術 審査会に諮って会長がこれを定めるものとする。

付 則

- この要綱は平成30年6月1日から施行する。
- この要綱は令和 元年6月1日から施行する。
- この要綱は令和 2年4月1日から施行する。
- この要綱は令和 3年4月1日から施行する。
- この要綱は令和 4年6月15日から施行する。
- この要綱は令和 4年9月21日から施行する。